

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市文化財保護条例（昭和53年条例第21号）第34条	市指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可	歴史文化課

1 審査基準は、次のとおりとする。

現状変更等が指定の解除又は一部解除につながらないものと認められ、かつ、当該現状変更等が指定物件の保存又は整備に相当程度の支障となるおそれがないと認められるときは、許可する。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。